











		I 令和6年度就学援助制度の実施について																																	
		1. 就学援助制度の周知方法																																	
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間 (あてはまるもの1つに○)			(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)			(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまるもの全てに○)																	
		ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体のホームページ掲載	ウ. 市内の施設等に記載	エ. 就学援助制度の周知の書類を配布	オ. 就学援助制度の周知の書類を配布	カ. 就学援助制度の周知の書類を配布	キ. 就学援助制度の周知の書類を配布	ク. 就学援助制度の周知の書類を配布	コ. 就学援助制度の周知の書類を配布	ク. その他	ア. 申請締切を通知する期間	イ. 申請受付期間	ウ. 申請受付期間	エ. 申請受付期間	オ. 申請受付期間	カ. 申請受付期間	キ. 申請受付期間	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他
		ア. 申請締切を通知する期間	イ. 申請受付期間	ウ. 申請受付期間	エ. 申請受付期間	オ. 申請受付期間	カ. 申請受付期間	キ. 申請受付期間	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他		
		ア. 申請締切を通知する期間	イ. 申請受付期間	ウ. 申請受付期間	エ. 申請受付期間	オ. 申請受付期間	カ. 申請受付期間	キ. 申請受付期間	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他	ア. 申請書の提出方法	イ. 申請書の提出方法	ウ. 申請書の提出方法	エ. 申請書の提出方法	オ. 申請書の提出方法	カ. 申請書の提出方法	キ. 申請書の提出方法	ク. その他		
179	179	121	75	93	57	100	115	176	7	26	30	30	0	13	161	1	4	4	73	42	74	0	0	0	0	8	8	71	2	94	76	2	18	18	
北海道	上士幌町	○	○			○									○					○									○	○				転入者には必ず就学援助制度を説明している。	
北海道	鹿追町	○			○										○						○								○	○					
北海道	新得町	○		○		○	○								○						○								○	○					
北海道	清水町		○	○		○									○						○								○	○					
北海道	芽室町	○	○	○		○									○						○								○	○					
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○							○						○								○	○					
北海道	更別村				○	○		○							○						○							○							村で製作している子育て応援ガイドへの掲載による周知
北海道	大樹町	○				○									○						○								○						
北海道	広尾町	○	○				○	○							○						○								○						
北海道	幕別町	○	○			○	○	○							○						○								○	○					
北海道	池田町	○	○	○				○							○						○								○						
北海道	豊頃町		○		○										○						○								○						年度当初にすべての家庭の申請書を配布している。また、入学前や転入時に制度の説明を行うことで周知を行っている。
北海道	本別町	○	○	○		○	○	○	○						○						○							○	○	○					
北海道	足寄町	○		○			○	○							○						○							○	○						
北海道	陸別町	○		○			○	○							○						○							○	○						
北海道	涌別町	○	○				○	○							○						○							○	○						
北海道	網走町	○	○				○	○							○						○							○	○						
北海道	厚岸町	○	○	○				○							○						○							○	○						
北海道	浜中町	○	○	○	○	○	○	○							○						○							○	○						
北海道	標茶町	○					○	○							○						○							○	○						
北海道	弟子屈町	○		○			○	○							○						○							○	○						
北海道	鶴居村							○							○						○							○	○						
北海道	白糠町	○		○				○							○						○							○	○						
北海道	別海町		○	○	○	○	○	○							○						○							○	○						
北海道	中標津町	○	○	○				○							○						○							○	○						
北海道	標津町	○	○			○	○	○							○						○							○	○						
北海道	羅臼町		○	○	○	○	○	○							○						○							○	○						

























		1 令和6年度就学奨励制度の実施について																	4 就学奨励率									
		3 就学奨励制度の根拠規定・認定基準について																										
		(1) 令和6年度当初における主要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																										
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	その他	(2) (1)でシタに又はオにした場合、生活保護基準額に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツにオにした場合、市区町村既設課税課税課税課税等に掛ける係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和5年度	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	その他	係数(倍率)	係数(倍率)				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	その他	倍	倍				
179	179	141	139	134	131	132	138	93	68	122	125	78	73	88	105	104	82	12	1	14	22	173	1	22	4	179		
北海道	札幌市	○	○	○			○								○		○						1.1				風水害・地震・火災等の災害により個人事業主等に係る個人事業税が全額免除されている者	20%未満
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○						1.5				主たる生計維持者が会社都合により退職した場合、特別措置により認定基準を緩和している。	35%未満
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○			○	○			○			○						1.3					30%未満
北海道	旭川市	○	○	○												○								1.32				25%未満
北海道	室蘭市	○														○							1.3					15%未満
北海道	釧路市																○							1.2				25%未満
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○									1.3					20%未満
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○							1.29					20%未満
北海道	夕張市																○						1.3					20%未満
北海道	岩見沢市															○							1.25					20%未満
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○								1.3				経済的な理由により学用品費等の購入が困難な者	20%未満
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○									1.3					20%未満
北海道	苫小牧市																○						1.3					15%未満
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○									1.3					10%未満
北海道	美瑛市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.5				前年度の年収が生活保護の認定基準の1.5倍を超過していた場合でも、収入の激減や無収入となった場合、医療費負担の増加などにより世帯状況を考慮することとなった場合などに、対応することもある。 ※字 に関しては規則に明記はないが状況に応じて認定することもある。	20%未満
北海道	芦別市	○															○						1.3					15%未満
北海道	江別市		○	○	○	○	○			○	○					○							1.2					15%未満
北海道	赤平市						○									○							1.5					25%未満
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.3					20%未満
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○								1.3					15%未満
北海道	名寄市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○								1.3					15%未満
北海道	三笠市	○															○						1.3					25%未満
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							1.7					15%未満
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○			○	○					○							1.1					15%未満

		1 令和6年度就学援助制度の実施について 3 就学援助制度の種別・認定基準について																			4 就学援助率									
		(1) 令和6年度当初における主要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																												
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ク 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	カ 学校納付金の納付状況が悪い者、且、児童が複数いる者	シ 経済的理由による学習困難が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活費が不足している者	セ 生活保護法による保護を受けている者	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を乗じた額の生活保護の基準額を超過する者	タ 生活保護の基準額に一定の係数を乗じた額の生活保護の基準額を超過する者	チ 生活保護の基準額に一定の係数を乗じた額の生活保護の基準額を超過する者	ツ 特別支援学校等に在籍している者	テ 市区町村民税(所得割)が一定の係数を超過している者	ト 児童や障害者等の理由により、家庭が急変している者	その他	(2) (1)で示した場 合、生 活保護 基準額 に掛ける 係数(倍 率)	(3) (1)で示した場 合、市 区町村 民税課 税課税 等に掛 ける係 数(倍 率)						
		179	179	141	139	134	131	132	138	93	68	122	125	78	73	88	105	104	82	12	1	14	22	173	1	22				
北海道	滝川市																										1.3		児童若しくは生徒又は就学予定者が難病者に監護されず、又は親権者と生計を同じしない場合にあっては、児童若しくは生徒又は就学予定者を監護し、その生計を維持する者。	25%未満
北海道	砂川市																										1.3			15%未満
北海道	歌志内市																										1.3			25%未満
北海道	深川市																										1.3			15%未満
北海道	蕨野町																										1.3			20%未満
北海道	豊原市	○	○	○	○	○	○																				1.3	その他特別な理由のある場合		20%未満
北海道	恵庭市																										1.4			20%未満
北海道	伊達市																										1.3			20%未満
北海道	北広島市																										1.3			20%未満
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○																				1.4			20%未満
北海道	北斗市																										1.3			20%未満
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○																				1.3			15%未満
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○																				1.3			10%未満
北海道	松前町																										1.29			15%未満
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○																			1.3			15%未満
北海道	知内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他特別な事情が考慮されるもの		20%未満
北海道	木古内町	○	○	○	○	○	○	○																			1.3			10%未満
北海道	七飯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			15%未満
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			20%未満
北海道	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			25%未満
北海道	八雲町																										1.3			10%未満
北海道	長万部町																										1.3			10%未満
北海道	江差町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2			20%未満
北海道	上ノ国町																										1.1			20%未満
北海道	厚沢部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2			20%未満
北海道	乙部町	○																									1			25%未満
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			10%未満
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1			10%未満
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1			20%未満
北海道	島牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			15%未満
北海道	寿都町																										1.05			10%未満





		1 令和6年度就学援助制度の実施について 3 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																			4 就学援助率								
		(1) 令和6年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(2) (1)で示した場 合、市 区町村 民税課 税課成 等に掛 ける係 数(倍 率)	(3) (1)で 示した 場合、 市 区町村 民税課 税課成 等に掛 ける係 数(倍 率)	(4) (1)でと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和5年度				
都道府県	市区町村	ア 生活保護 法に基づく保 護の停止また は廃止	イ 市区町村 民税課税の 非課税	ウ 市区町村 民税の減免	エ 国民年金保 険料の免除	オ 国民健康保 険料の減免 または徴収 の猶予	カ 児童扶養手 当金の支給	キ 保護者が職業安定 所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等 の学校納付金の減免が 行われている者	ク 個人の事業 税の減免	コ 固定資産税 の減免	カ 学校納付 金の納付状 態が悪い者 、且、延滞 料が大きい 者	シ 経済的な 理由による 生活保護の 申請が多い 者	ス 保護者の 収入が不安 定である者	セ 生活保護 の申請がな されたこと による生活 保護の申請 が多い者	ソ 生活保護 の申請がな されたこと による生活 保護の申請 が多い者	タ 生活保護 の申請がな されたこと による生活 保護の申請 が多い者	チ 生活保護 の申請がな されたこと による生活 保護の申請 が多い者	テ 生活保護 の申請がな されたこと による生活 保護の申請 が多い者	ト 生活保護 の申請がな されたこと による生活 保護の申請 が多い者	その他	係数 (倍率)				係数 (倍率)			
179	179	141	139	134	131	132	138	93	68	122	125	78	73	88	105	104	82	12	1	14	22	173	1	22	4	179			
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	斜里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.47	10%未満	
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	10%未満	
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	15%未満	
北海道	訓子府町																○										1.4	15%未満	
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	10%未満	
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	20%未満	
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
北海道	滝上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	15%未満	
北海道	興部町															○											1.3	15%未満	
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	15%未満	
北海道	雄武町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	10%未満	
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	15%未満	
北海道	豊浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	その他経済的理由で生活が困難している	25%未満
北海道	杜鰐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	30%未満	
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	30%未満	
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	30%未満	
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	20%未満	
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	20%未満	
北海道	むかわ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	35%未満	
北海道	日高町																										1.2	10%未満	
北海道	平取町																										1.4	10%未満	
北海道	新冠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	25%未満	
北海道	湧河町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	25%未満	
北海道	様似町		○				○																				○	特別事情による生活困難	15%未満
北海道	入りも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	20%未満
北海道	新ひだか町																										1.3	15%未満	
北海道	菅野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	30%未満	
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.15	15%未満	

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																				4. 就学援助率							
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																											
		(1) 令和6年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																											
																						(2)(1)で示した場 合、市 区町村 生活保 護基準 等に掛 ける係 数(倍率)		(3)(1)で示した場 合、市 区町村 生活保 護基準 等に掛 ける係 数(倍率)					
																						係数(倍率)		係数(倍率)					
																						倍		倍					
																								(4)(1)でと回答した場合、その他の基準の内容		(5)補足事項			
																										令和5年度			
179	179	141	139	134	131	132	138	93	88	122	125	78	73	88	105	104	82	12	1	14	22	173	1	22	4	179			
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	20%未満	
北海道	鹿追町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	新得町																										1.3	15%未満	
北海道	湧水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
北海道	更別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	15%未満	
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	池田町																										1.5	20%未満	
北海道	豊頃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	長期療養、火災、交通事故等の不慮の災害により経済的に困窮しているもの 保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に困窮しているもの	10%未満
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	湧網町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	10%未満	
北海道	剣路町	○	○	○																							1.2	30%未満	
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	25%未満	
北海道	浜中町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	25%未満	
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	15%未満	
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	30%未満	
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	20%未満	
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	20%未満	
北海道	別海町																										1.3	10%未満	
北海道	中標津町																										1.3	世帯の一員の疾病等に係る医療費等の支払により困難し、世帯の収入が、生活保護法第8条第1項の規定により算定された要保護者の需要額の1.5倍に満たない者 ・災害、その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困難していると教育委員会が認める者	15%未満
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	15%未満	
北海道	羅臼町	○																									1.5	10%未満	























